

2013年8月29日

平成26年度税制改正に向けた「国際連帯税」に関する要望書

内閣官房長官 菅 義偉 殿

国際連帯税創設を求める議員連盟
会長 衛藤 征士郎

要 望 事 項

- 1、平成26年度税制改正において「国際連帯税の創設」を明記するとともに、政府内に「国際連帯税の創設」に向けた本格的検討機関を設置し、速やかに具体的な検討に着手すること
- 2、我が国で導入する「国際連帯税」については、すでに諸外国で導入・実施されており、比較的導入が容易な税制（例えば航空券連帯税）と、まだ諸外国でも検討段階であり、我が国での検討にも相当の時間を要する税制（例えば通貨取引税や金融取引税など）とに区別し、まず前者について平成26年度中の導入をめざし、政府として積極的に取り組みを進めること
- 3、本格的検討機関の構成については、政府の責任の下で多様なステークホルダーを招請し、国民的な議論の下に進めること。その際、フランスにおける国際連帯税導入の土台となった、2004年創設の大統領諮問委員会（通称ランドー委員会）を参考にすること

以上、要請する。